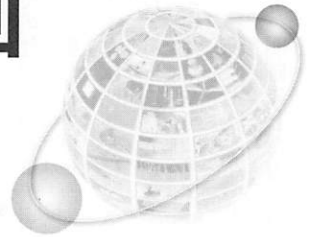


ビートルズの動画

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



22

年秋のことである。情報公開条例によってビートルズの動画が公開されたことが話題になった。請求したのはNPO法人「情報公開市民センター」で、不服申立てや裁判を経てようやく公開にこぎつけた。動画の内容は1966年にビートルズが来日した時のものだ。これまで公開されていなかった最終公演「幻の動画」も含まれているという。ファンはもちろん一般市民の注目は高かった。毎日新聞がYouTubeに公開した動画*（二次元バーコード参照）には、3か月で約6万件的視聴があった。

公開までの経緯

起点となったのは新聞記事だったという。そこには「厳重な警備や興奮したファンの様子を記録した映像フィルムが警視庁に残っていることが2日、同庁関係者への取材で分かった。」と記されていた（日本経済新聞14年1月3日）。

同年2月、東京都情報公開条例に基づき、公開を情報公開市民センターが求めた。当初は全部非公開になったが、翌15年2月の請求では以下の一部を除いて公開する旨の決定になった。

「ビートルズ来日公演前後の日本武道館内外及び宿泊先から空港までの全般において人出の状況やその容姿が記録されており、これらの情報



は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため」

これを不服とする情報公開市民センターは、同年4月に審査請求を行った。そして、翌16年7月に東京都情報公開審査会は一部公開を妥当とする答申を出している。

非公開になった部分は動画に映し出された個人の顔であった。警視庁は「ビートルズ以外の特定の個人を識別することができる容姿の部分」を除いて公開した。

なお、動画の原本「映像フィルム」は「再生することができる機器」を保有していなかったため、「請求の対象公文書とすることができなかった」。しかし、「同フィルムの映像を複製したDVDを保有していることから、映像フィルムに代えて同DVD

Dを本件対象公文書として特定した」という。

争訟の論点

この審査請求の主要な論点は、「ビートルズ以外の特定の個人を識別することができる容姿の部分」が非公開にできる個人情報に該当するか否かである。

ちなみ非公開にできる個人情報の範囲を定めた都条例7条2号には但し書きがあり、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を公開できると定めている。

動画のうち「ビートルズの容姿は慣行として公にされている情報と認められる」ことから公開された。しかし、ビートルズ以外の個人の容姿はこれに当たらないとして、東京都は非公開とした。

また、ビートルズ以外の個人の中には、警備等の職務にあたっていた警察職員が含まれる。これらの情報はもう一つの但し書きに該当することから、公開できると情報公開市民センターは主張した。

その但し書きは「ハ 当該個人が公務員等」である場合において、当



該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と定めている。

しかし、審査会は「職務の遂行に係る情報とは、公務員がその担当する職務を遂行する場合における情報を意味するものである」ことから、警察職員の内容は該当しないと判断した。

以上のような論点に対する解釈をして、審査会は東京都の一部公開を妥当と判断した。

動画における「ビートルズ以外の個人の容貌」を公開すべきか否か。その後、情報公開市民センターは情報公開裁判を起こした。しかし、東京地裁、東京高裁、そして最高裁でも判断は覆らなかつた。そして、18年10月の最高裁判決で確定し、今回動画が公開された。

個人の容貌の非公開

ビートルズファンにとって、56年前の動画は「家宝」であり、もう一つの意味で情報公開制度の価値を実感できた。一方、制度を運用する自治体職員は、動画公開の難しさや課題を痛感したと思われる。

YouTubeの動画をみると、確かに「ビートルズ以外の個人の容貌」にほかしが入っている。動画の長さは約36分だ。その是非はさておき、動画を精査してボカシを入れた作業には頭が下がる。もちろん原則公開なのだから、非公開部分を分離することは当然ではある。

一方、審査会でも議論になったように、情報公開条例には以下の規定がある。これを適用して、ほかしを入れる作業をしないで、全部を非公開とすることも可能ではある。

ちなみに都条例8条1項は「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と定めている。

他の自治体で動画に関わる公開請求があったとき、ここでいう「非開示情報に係る部分を容易に区分して除くこと」ができるか否かが争点になるはずだ。

この点について審査会は、以下の

ように述べて一部公開としたことへの異論を述べている。

「本件対象公文書はDVDに記録された映像情報であり、その性質上、実施機関が現在の機器で本件対象公文書から本件非開示情報を容易に区分して除くことは、技術的に困難であると認められることから、条例8条1項で規定する一部開示を行わなければならない場合には該当しない。」

本来ならば当初のように全部非公開すべきだが、実施期間である警視庁が「ビートルズ以外の個人の容貌」を除いて公開しているため、これを追認する形としたのだ。

動画公開の課題

これは他の事例への波及を懸念した付言であるように思える。

デジタル時代ゆえに、都が保有する動画情報は無数にある。そして、いずれも都条例2条2項の定める「電磁的記録」であり、対象となる「公文書」にあたる。それらに対する公開請求があったとき、非公開情報の分離が解釈運用上の大きな難題となる。もちろん、それは他の自治体にも共通する課題だ。

当面は都審査会が付言したように、技術的な困難さを主張して動画を非公開とすることもできるだろう。しかし、「個人の容貌」にボカシを入れて、個人情報等の非公開部分を分離することは、そんなに困難なのだろうか。

まだ利用したことはないが、画像や動画の中の顔情報を識別してマスキングするアプリがあるという。こうした新技術を活用すれば、非公開部分の分離は容易である。デジタル化の進展は、技術的な困難さを理由とした非公開の余地を狭めていくと思われる。

他にも動画公開は新たな課題を情報公開の分野に次々と持ち込むだろう。たとえば、ビートルズの動画のように公開動画の二次利用に問題はないのだろうか。また、制限すべき必要があるとすれば、それはどのような根拠に基づくのだろうか。

そして、同様に、過去の動画の公開は現在の動画の公開と同じ基準で判断すべきなのだろうか。そもそも、過去の動画を適正に管理、保管できているのだろうか。歴史的価値のある動画は他に何があるのだろうか。ビートルズが教えてくれたことは多い。